

# 報 道 資 料

令和5年12月19日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 杉村、足立  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第280号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第392号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和5年12月18日
- ◎ 実施機関：文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課
- ◎ 対象行政文書：奈良県立図書情報館警備日誌（平成30年10月分から同年12月分まで）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：一部開示決定
  - 不開示部分：ア 一部の個人の氏名及び印影並びに個人が特定できる記述  
イ 「巡回時間」の表のうち、「内・外」「時刻」欄の記述  
ウ ブックポストの整理、外周巡回及び機械警備の時間
  - 不開示理由：条例第7条第2号に該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

奈良県立図書情報館（以下、単に「図書情報館」という。）では、館内外の安全確保を図るため、定期的に委託事業者の警備員による巡回見回りを行っており、毎日当該警備員から警備日誌の提出を受けている。

実施機関は、保有している奈良県立図書情報館警備日誌（平成30年10月分から同年2月分まで）（以下「本件警備日誌」という。）を開示請求の対象文書として特定した。

本件警備日誌は、警備を行った日付、天候、警備員の氏名、印影及び勤務時間とともに、巡回時刻毎に、当該時刻の巡回を担当した警備員氏名、巡回場所及び特記事項として警備上の連絡事項等が記載されている。

#### 2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、警備日誌のうち、審査請求人が開示を求めている一部の嘱託職員（以下「本件嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場

合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして開示されている。

そうすると、本件嘱託職員の氏名が、職員録に掲載されているかどうか問題となる。

この点について、当審査会が事務局に、平成30年度の職員録を確認させたところ、本件嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の嘱託職員の氏名を、実施機関が慣行として公にしているかについては、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料、本件嘱託職員の起案文書及び新聞記事において、本件嘱託職員の氏名が公表されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、公にすることを意図したものではなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また新聞については、これらに掲載された記事は、司書である本件嘱託職員が自らの知見を活かして企画提案したイベントに係るものであり、そのイベント開催周知に伴い、担当者として紹介している模様を報道したものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、報道資料及び新聞記事への氏名の掲載は、その内容を考慮すると、一時的なイベント開催の担当者として発表されたものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である本件嘱託職員の氏名が当該新聞記事に掲載されていることをもって、実施機関が本件嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

したがって、本件嘱託職員の氏名は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、本件嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

## 2 事案の経緯

①	開示請求	平成31年	1月	6日		
②	開示決定	平成31年	3月	7日	付けで一部開示決定	
③	審査請求	令和元年	6月	8日		
④	諮問	令和3年	1月	22日		
⑤	経過	令和5年	4月	21日	第265回審査会	審議
		令和5年	5月	29日	第266回審査会	審議
		令和5年	7月	6日	第267回審査会	審議
		令和5年	8月	3日	第268回審査会	審議
		令和5年	9月	11日	第269回審査会	審議